

**第6回富士見市空家等対策協議会
会 議 録**

日 時	平成30年11月20日(火)	開 会 午後3時00分
		閉 会 午後4時30分
場 所	富士見市役所2階第2会議室	
出席者数	定数11名中 出席者10名	
出席者	委 員	星野光弘市長、清野善雄委員、上田真一委員、小島一浩委員 村田保委員、酒井信子委員、岩森靖委員、星野博委員 伊垣容子委員、西村里菜委員 ※欠席 秋元昌希委員
	事務局	柴崎建設部長、落合建設部副部長兼建築指導課長、高野建築指導課副課長 舎川建築指導課主事、須堯建築指導課主事補
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回富士見市空家等対策協議会次第 ・会場レイアウト(席次表) ・富士見市空家等対策計画(案)に対する意見募集の結果について ・富士見市空家等対策計画(案)の修正箇所抜粋 ・今後の施策について(補助・支援制度等) 	
公開・非公開	公開(傍聴者2名)	

会 議 事 項

1 開会

建設部副部長兼建築指導課長による進行で開会

2 会長あいさつ

開会にあたり星野光弘会長があいさつを行った。

3 議事

・富士見市空家等対策計画(案)に対するパブリックコメントへの回答案について

事務局より富士見市空家等対策計画(案)に対するパブリックコメントへの回答案について説明を行った。

<質疑・意見等>

【意見番号1について】

【委員】 地下室のある空家も把握する必要があるのではないか。防犯上の観点からも調査をする必要があると考える。

【事務局】 現在の調査では外観目視のみの調査であるため、把握はできていない。苦情相談により現地を訪れた際には、危険がないか確認していく。

【委員】 行政は調査権を持っているが、どのような空家でも立入調査等を実施できるわけではないため、建物の中まで調べるのはなかなか難しいかもしれない。防犯上危険である事例としては、施錠がされていない空家の中で小中学生くらいの子どもが花火をしているところを見たことがある。

【委員】 現場に行った際、施錠確認はしているのか。

会 議 事 項

【事務局】 施錠確認は行っていないが、必要があると判断すれば調査することもあり得る。

【意見番号9について】

【委員】 1つ目のアスベストの飛散のおそれについては国のガイドラインにも示されている。また、2つ目の屋外灯油タンク等の事例も他の自治体で出てくることがあると認識している。このような場合は、特定空家等と判断しないのか。

【事務局】 1つ目のアスベストについては、外観から判断するのは難しいが、アスベストが使用されていることが明確に分かった場合には運用の中で判断していきたい。2つ目の屋外灯油タンク等については、回答案のように、「建物の屋根や、外壁等にある付属物」の中に含まれるものとして運用していきたい。

【委員】 木造2階建ての住宅には危険なものが含まれている可能性は少ないが、昭和40年代に建築された鉄骨造の建物にはアスベストが含まれている可能性がある。空家対策で、木造以外の空家も対象とするのであれば、判定基準にアスベストの項目を設けなくてもよいが、アスベストの有無を考慮する必要はあると考える。現在の回答案では、アスベストについては関係ないととられかねないと思う。

【事務局】 回答案の文言を修正する。

・今後の施策について（補助・支援制度等）

事務局より、今後の施策について説明を行った。

<質疑・意見等>

【委員】 老朽空家除却補助制度と利活用補助制度についてはポピュラーな施策であり、よいと思われる。補助制度を先行している他の自治体を見ると、補助率や補助金額を上げた方が利用は増えると思われる。初年度は周知不足等により実績が乏しい事例も多いため、実施に向けて早目の周知啓発が必要である。また、老朽空家除却制度については、老朽化した空家を対象としているため、適正な管理をしている所有者が補助を受けられない課題がある。この制度と対になるような制度についても検討する必要がある。隣地取得支援も有効な施策であると考え。空家解体から3年間程度、固定資産税相当分の補助等ができれば空家の先行解体等に繋がると考える。

【会長】 昭和30～40年代の住宅街の区画は15～20坪程度の狭小地が多いため、隣地と併せて区画を拡大することは、資産活用としても有効であると考え。

【事務局】 他市の事例を参考にしながら研究していく。

【委員】 現在、地域で活動している高齢者団体がある。活動場所として空家状態であった家を所有者から借りて使用しているが、手すり等の設置をした場合、利活用補助の対象となるのか。

【事務局】 制度作りはまだできていないため、明確な回答はできない。一般住宅向けの補助制度はあるが、これらは所有者が申請することとなっているため、借入人側による補助等の申請はできないかもしれない。

4 その他

事務局より空家等対策計画の策定に係る今後の予定の説明を行った。

5 閉会

建設部副部長兼建築指導課長による進行で閉会